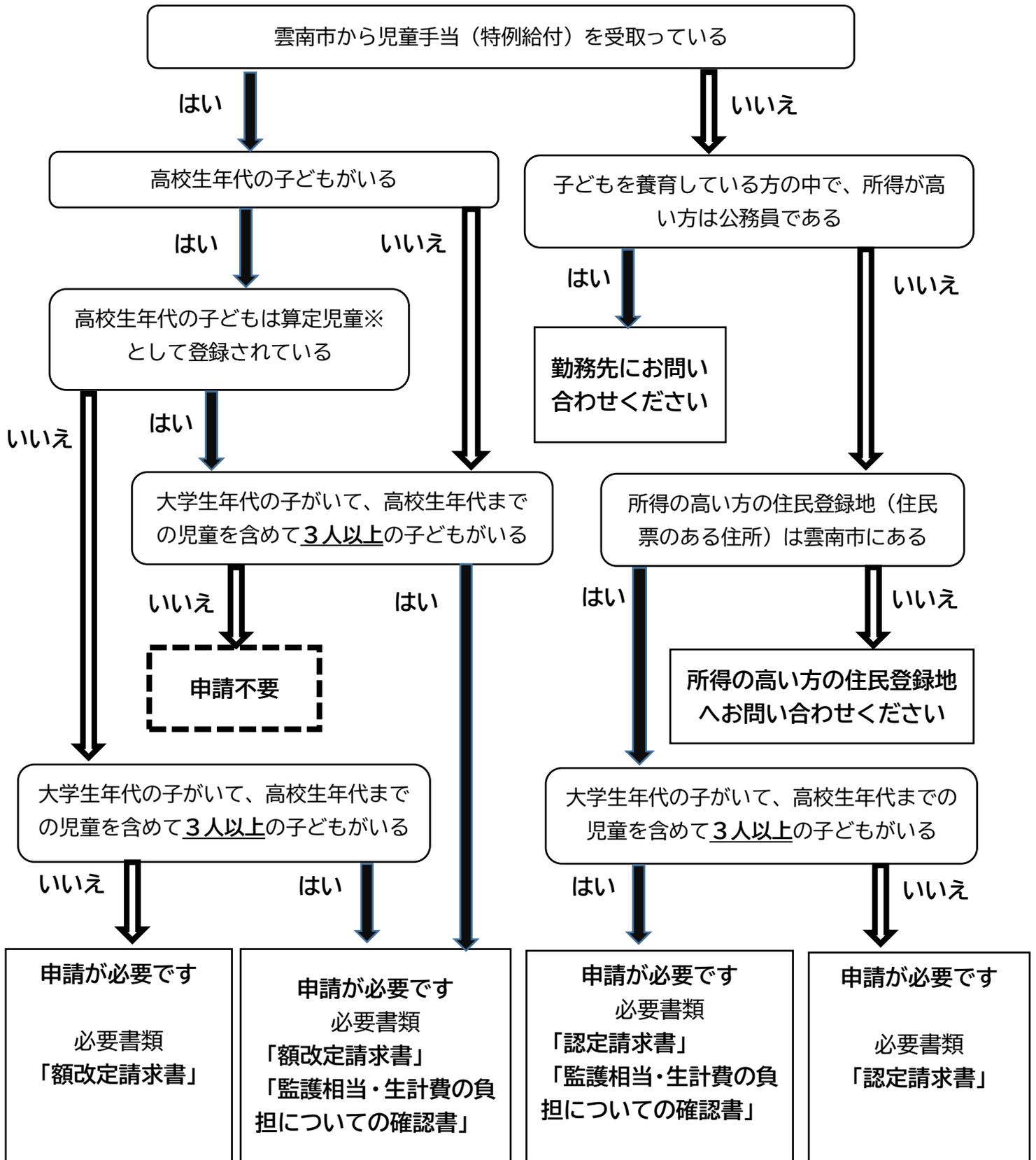


【児童手当制度改正 申請必要・不要 確認フローチャート】



※高校生年代までの子が別居の場合は、「別居監護申立書」も必要です

※算定児童：児童手当の対象ではないが、児童数として届をしている児童、制度改正前は高校生年代が対象で、原則登録済。別居や、第3子の計算に関係ないため、登録していない場合もあります。確認したい方は市民生活課へご連絡ください。 【令和6年度】

高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）

大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）

※受給者が監護相当の経済的負担をしている子